

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年2月29日

【会社名】 アフラック・インコーポレーテッド
(Aflac Incorporated)

【代表者の役職氏名】 会長兼最高経営責任者
ダニエル・P・エイモス
(Daniel P. Amos, Chairman and Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国31999ジョージア州コロンバス
ウイントン・ロード1932
(1932 Wynnton Road, Columbus, Georgia 31999, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 門田 正行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松 法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田中 郁乃

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松 法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

別段の記載がある場合を除き、本臨時報告書に記載の「ドル」又は「\$」は米国ドルを指すものとする。本臨時報告書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1ドル=113.44円の換算率(株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した2016年2月12日現在の対顧客電信売相場値)により換算されている。1円未満の金額は、四捨五入してある。

1 【提出理由】

本報告書は、2016年2月9日にアフラック・インコーポレーテッド（以下、「当社」）が、新株予約権証券を発行したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の2の規定に基づき提出するものである。

2 【報告内容】

(1) 銘柄

新株予約権証券

(2) 発行数

110,789個

(3) 発行価格

0米ドル (0円)

(4) 発行価額の総額

0米ドル (0円)

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1. 株式の種類及び数

当社額面普通株式（額面0.10米ドル） 本新株予約権1個あたり1株
全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数 110,789株

配当又はその他の分配金の支払（現金、普通株式、その他いかなる財産であるかを問わない）が決定された場合、若しくは、資本変更、普通株式の分割、普通株式の併合、組織再編、合併、統合、会社分割、企業結合、株式の買戻し又は株式交換、その他類似の企業間取引や事由が生じた場合であって、報酬委員会が必要と認める場合には、報奨（注1）に関連して今後発行される普通株式の数及び種類、既発行の報奨に関して発行され若しくは発行可能な普通株式の数及び種類、各報奨の行使価格、付与価格又は取得価格、また、当社の各事業年度中に対象者に対して報奨に基づいて付与される株式の最大数は、各々対象者の権利の希薄化又は拡大を防ぐため、取得価格の総額に変更を生じさせることなく必要に応じて公正に調整される。但し、米国内国歳入法（以下、「法」）第422条に含まれるインセンティブ目的の新株予約権については、かかる変更は法第424条に従って調整されるものとする。

（注1）報奨（Award）とは、当初2004年2月10日開催の当社取締役会により承認され、2004年5月3日開催の当社株主総会で株主により承認され、その後の2012年3月14日開催の当社取締役会により修正及び改訂され、2012年5月7日開催の当社株主総会で株主により承認された当社の2004年アフラック・インコーポレーテッド長期インセンティブ・プラン（Aflac Incorporated 2004 Long-Term Incentive Plan）（2012年3月14日に修正及び改訂されたものを含む。）（以下、「2004年プラン」）に基づいて付与することが承認された「制限付株式（Restricted Stock）」、「オプション（Option）」、「制限付株式ユニット（Restricted Stock Units）」、及び「株式評価益権（Stock Appreciation Rights）」に関する総称をいう。なお、2004年プランは、当社の既存のエクイティ・インセンティブ・プランである1997年ストックオプション・プランを補完することを目的としている。

2. 株式の内容

当社の定款には、当社が普通株式の他に1株12.75ドルの額面金額を有する累積優先株式を発行できることが定められている。ジョージア州法で要求されている場合及び定款に定める場合を除き、同優先株式の所有者は当社の諸事項に関し、いかなる議決権も有しない。

議決権のない累積優先株式は、当社に柔軟な資金調達の実現性を与えるものである。現在、当社には優先株式を発行する計画はない。

また、当社の定款では、1985（昭和60）年4月22日以前に取得された普通株式の所有者は、1株当たり10議決権があり、以下の場合を除き、1985（昭和60）年4月22日より後に取得された株式は、48ヶ月を超えて継続して所有されるまでは、1株当たり1議決権であり、48ヶ月を超えてからは、1株当たり10議決権を有するようになる。1985（昭和60）年4月22日より後に取得された普通株式で

あっても、次の場合には、1株当たり10議決権を与えられる。すなわち、譲渡人が1985（昭和60）年4月22日以前に当該株式を取得していた場合であって、譲受人が贈与、不動産遺贈、動産遺贈若しくはその他の相続に関する法により、不動産相続若しくは動産相続により受領した場合、又は、受益者のために信託で保有されていた株式が受益者に分配されたことによって譲受人が受領した場合、又は1985（昭和60）年4月22日以前に付与されたオプションの行使によって当該株式が発行された場合、又は1985（昭和60）年4月22日以前に取得された株式についての、株式分割、株式配当その他の株式に関する分配の直接の結果として当該株式が取得された場合。

証券業者名義又はノミニー名義で所有されている普通株式は、1985（昭和60）年4月22日より後に取得され48ヶ月を下回る期間同一実質株主が所有しているものと推定され、この推定を、当社の取締役会に満足すべき反証を提示して覆さない限り、1株当たり1議決権を与えられる。この推定を覆すことを希望する株主は、委任状に記載された宣誓供述書を完成し、かつ署名する必要がある。取締役会は、宣誓供述書を裏付ける証拠を要求する権利を留保する。

1株当たり10議決権を定めているのは、当社の株式を当初購入した個人株主に報い、株主との長期の関係を維持するため、また、当社の株式を購入した金融機関に対して当社の株式の短期売買ではなく保有を奨励するためである。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

1. 新株予約権の行使時の払込金額

6,418,006.77米ドル（728,058,688円）

2. 行使価格

57.93米ドル（6,572円）

3. 行使価格の調整

配当又はその他の分配金の支払（現金、普通株式、その他いかなる財産であるかを問わない）が決定された場合、若しくは、資本変更、普通株式の分割、普通株式の併合、組織再編、合併、統合、会社分割、企業結合、株式の買戻し又は株式交換、その他類似の企業間取引や事由が生じた場合であって、報酬委員会が必要と認める場合には、報奨に関連して今後発行される普通株式の数及び種類、既発行の報奨に関して発行され若しくは発行可能な普通株式の数及び種類、各報奨の行使価格、付与価格又は取得価格、また、当社の各事業年度中に対象者に対して報奨に基づいて付与される株式の最大数は、各々対象者の権利の希薄化又は拡大を防ぐため、取得価格の総額に変更を生じさせることなく必要に応じて公正に調整される。但し、法第422条に含まれるインセンティブ目的の新株予約権については、かかる変更は法第424条に従って調整されるものとする。

(7) 新株予約権の行使期間

2019年2月9日から2026年2月9日まで行使可能とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

2004年プランに基づき新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」）の退職・死亡・就業不能の場合における本新株予約権の行使については以下の通りとする。

新株予約権者が退職事由に基づき退職した場合

未行使の新株予約権は、退職の通知と同時に直ちに失効するものとする。

死亡、就業不能、定年退職以外の理由で新株予約権者が自発的に当社（又はその子会社）を退職した場合

行使期間未到来の新株予約権は、退職日に直ちに失効するものとする。行使期間到来済みの新株予約権は、退職日から3ヶ月の期間経過後に失効するまで行使できるものとする。但し、当社に15年間勤続している新株予約権者については、行使期間到来済みの新株予約権を当初の10年間の行使期間の満了まで行使できるものとする。

死亡又は就業不能（法第422条(c)(6)に規定される意味による）を理由として新株予約権者が当社（又はその子会社）を退職した場合

行使期間未到来の新株予約権は、退職日に直ちに行使可能となるものとする。

新株予約権者が、自発的に、通常の定年で当社を退職した場合

行使期間未到来の新株予約権は、(付与日から少なくとも1年を経過していることを条件に)100%確定し、直ちに行使可能となるものとし、当該新株予約権の当初の行使期間の満了まで行使可能であるものとする。本項に従い、退職日現在において付与日から1年を経過していない新株予約権は、かかる退職日をもって直ちに終了するものとする。

従業員となる直前に、当社の関係会社の非従業員セールス・アソシエイトとして勤務した新株予約権者が、自発的に当社又は関係会社を退職するが、その後直ちに、関係会社のセールス・アソシエイトとして誠実な勤務を継続する場合

当該新株予約権者は、新株予約権の権利の確定及び満了の目的において、当社又は関係会社の継続的な従業員として扱われる。報酬委員会又はその代理が、単独の判断で、当該新株予約権者が、セールス・アソシエイトとして、関係会社に誠実な勤務をモはや提供していないと決定した場合、当該新株予約権者は、当該勤務が終了したと決定される日をもって、これらの目的において雇用が終了したとみなされるものとする。

本項乃至に定める以外の行使の条件については、2004年プラン及び当社と新株予約権者との間で個別に締結するストックオプション契約に定めるところによるものとする。なお、新株予約権が税制上の優遇措置の対象となる「インセンティブ・ストックオプション」(法第422条に定義される)に該当する場合には、新株予約権を行使するために、2004年プラン及び当社と新株予約権者との間で個別に締結するストックオプション契約に定める追加の条件を要求されることがある。

- (9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

1株あたり0.10米ドル(11円)。

- (10) 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権は、家庭裁判所の命令、遺言又は相続法による場合を除き、譲渡できないものとする。

- (11) 勧誘の相手方の人数及び内訳

アフラック インターナショナル インコーポレーテッドの日本在住の役員2名及びアメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス日本支店の日本在住の役員46名への割当

- (12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

当社の完全子会社

- (13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容は、勧誘の相手方との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約において定める。当該契約はすべて、社内インサイダーについては各報酬委員会議事録の情報、それ以外の者については2004年プランに定めた事前に承認された文言により作成される。

以上